

議案第 25 号

前橋市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について

令和 3 年 3 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

前橋市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 63 年前橋市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項前段中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。